

財産処分承認申請に必要な主な書類例

	添付資料名	備考
共通	・財産処分承認申請書	【顛末書について】 ・財産処分承認前に処分した場合等には必ず作成すること ・作成にあたっては財産処分に至る経緯や申請が遅延した理由について詳細に記載すること
	・添付書類目録	
	・補助金交付決定通知書	
	・補助金確定通知書	
	・実績報告書	
	・譲渡額の算出根拠となる資料*有償のみ	
	・物品購入一覧表、購入物品の写真	
	・顛末書	
転用	・建物の現況平面図	【平面図について】 ・国庫補助対象部分色塗り、各面積を確認できるもの
	・建物の現況写真	
	・転用後の施設の利用計画建物平面図(案)	
譲渡	・現況平面図（設備の場合は不要）	【平面図について】 ・国庫補助対象部分色塗り、各面積を確認できるもの 【契約書について】 ・有償譲渡の場合、契約書(案)には貸付額を記載すること ・無償譲渡は、契約書に無償である旨記載 ・契約書には使用目的、善良なる管理者の注意義務に関する規定を記載 ・補助財産を下取りに出して（交換契約）同種の機械器具を購入する場合は、補助財産の有償譲渡となる
	・現況写真	
	・譲渡契約書（案）	
	・譲渡額の算出根拠となる資料*有償のみ	
	・売却資金の使途計画	
貸付	・現況平面図（設備の場合は不要）	【平面図について】 ・国庫補助対象部分色塗り、各面積を確認できるもの 【契約書について】 ・有償貸付の場合、契約書(案)には貸付額を記載すること。 ・無償貸付は、契約書に無償である旨記載 ・契約書には使用目的、善良なる管理者の注意義務に関する規定を記載 ・期限を定めずに貸し付ける場合は、貸付期間の自動更新に関する規定を記載
	・現況写真	
	・貸付契約書（案）	
	・貸付額の算出根拠となる資料*有償のみ	
抵当権	・抵当権を設定する建物が明示された建物配置図	【抵当権設定の要件】 ・根抵当権は不可 ・担保を提供する法人とは関係のない別の法人の債務の担保不可 ・補助財産の提供以外に適当な資金調達の手段がないこと ・適性な償還計画があり、かつ、法人の事業収入から判断して、償還期間中に法人の事業運営に支障がないと認められること
	・不動産登記事項証明書	
	・資金借入申込書（写）	
	・借入の担保として提供する不動産の一覧表	
	・償還計画及び資金計画	
取壊し・廃棄	・現況平面図（設備を廃棄する場合は不要）	【平面図について】 ・国庫補助対象部分色塗り、各面積を確認できるもの 【老朽化の事実が分かる資料の例】 ・老朽度調査票 ・定期点検表 ・老朽部の写真 など
	・現況写真	
	・老朽化が原因の場合はその事実がわかる資料	
	・移転改築の場合は、新旧の位置がわかる地図等	
	・代替施設(設備)を整備する場合はその資金に関する資料	